

第1号

平成27年 1月 10日

東ト協 適正化事業部

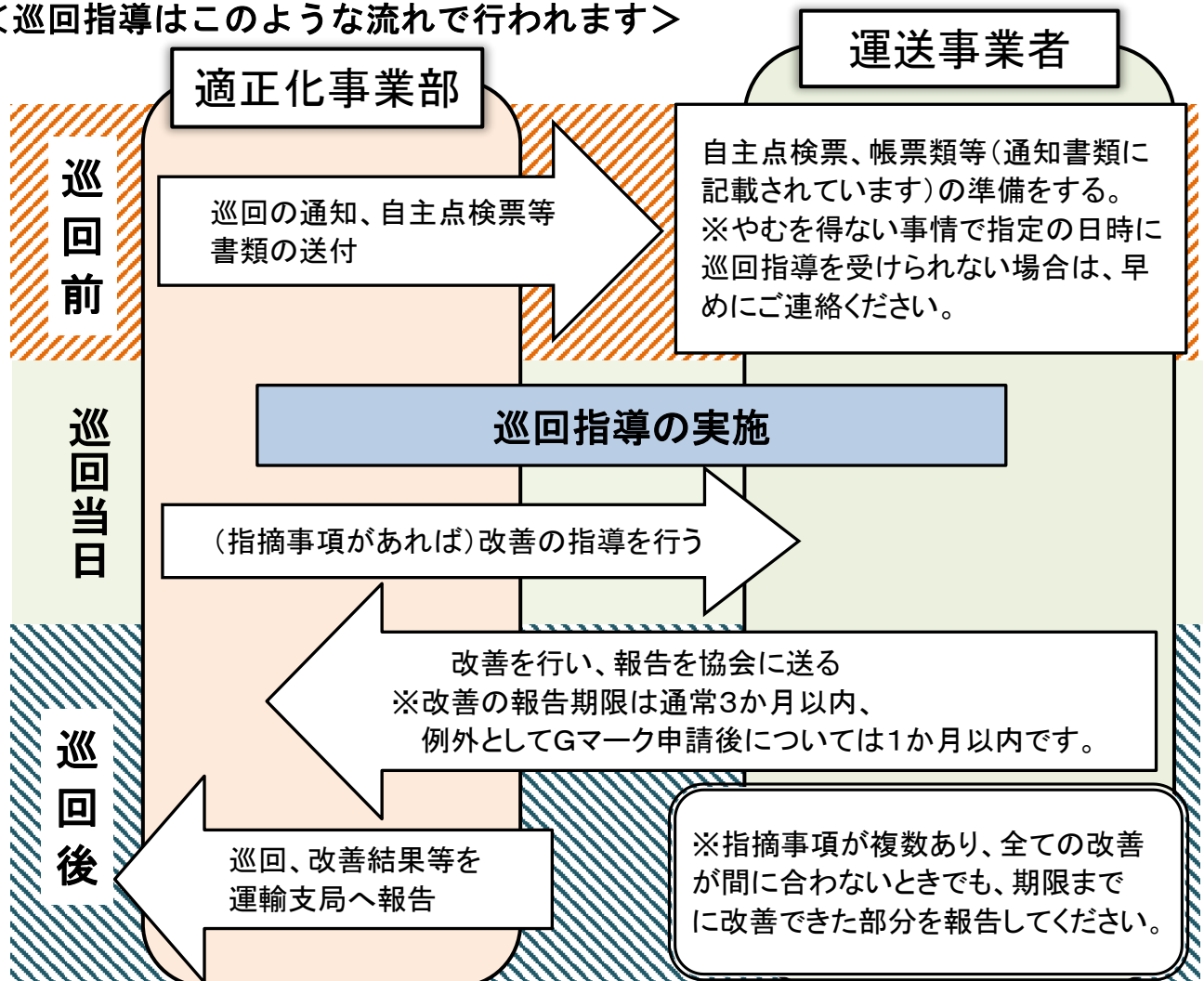
## はじめに -トラック協会の適正化事業部とは-

貨物運送事業は、国民生活や産業活動に欠かせない貨物の輸送サービスを提供する重要な事業です。事業者の皆様がこの事業を安全かつ法令に則って行うことをお手伝いするのが適正化事業部の仕事です。事業を適正に行うに当たって、わからない事や困った事などがあった場合には、お気軽に相談してください。

皆様の事業が合理的かつ健全に発展するために、平成2年12月から「貨物自動車運送事業法」が施行され、これに基づき「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が設置されました。

実施機関では2年に1回を目標に、各都道府県トラック協会の会員・非会員を問わず全ての事業所を対象に巡回指導を行っています。巡回指導の概ね1か月前には、実施通知を送付いたします。

### <巡回指導はこのような流れで行われます>



#### 【お問い合わせ先】

〒160-0004 東京都 新宿区 四谷3丁目1番8号(一社)東京都トラック協会8階 適正化事業部  
☎03-3359-4138 FAX03-3359-6009

## <巡回指導の種類>

- ① 通常巡回 地方実施機関における年度計画に基づき実施
- ② 新規巡回 事業開始後（運輸開始後）6カ月以内の新規事業者に対し実施
- ③ 集合指導 5両未満の一般廃棄物、霊柩事業者に対し指定場所に集合していただき実施
- ④ 特別指導 主に行政処分後の改善状況確認のため実施

平成25年度・平成26年度上半期における巡回指導結果がまとまりました。引き続き、適正な事業運営に向けての取り組みを図られますようお願いいたします。

平成25年度(平成25年4月～26年3月)	平成26年度上半期(平成26年4月～26年9月)
○ 件数 1,324件	○ 件数 705件
・通常巡回 1,049件	・通常巡回 608件
・新規巡回 106件	・新規巡回 38件
・集合指導 92件	・集合指導 19件
・特別指導 77件	・特別指導 40件
○ 通常巡回指摘項目のワースト5(指摘率)	○ 通常巡回指摘項目のワースト5(指摘率)(※2)
① 特定の運転者に対する適性診断 36.5%	① 健康保険・厚生年金の未加入 28.5%
② 健康保険・厚生年金の未加入(※1) 34.4%	② 特定の運転者に対する特別な指導 27.2%
③ 特定の運転者に対する特別な指導 34.1%	③ 特定の運転者に対する適性診断 26.5%
④ 乗務員に対する安全教育 31.2%	④ 点呼の実施及び記録保存 24.4%
⑤ 点呼の実施及び記録保存 30.3%	⑤ 乗務員に対する安全教育 22.1%

※1 健康保険・厚生年金の指摘率については、1名でも未加入者がいる場合は「否」と判定されますので、全体の保険未加入率とは異なります。

※2 上半期はGマーク申請事業者の巡回を多く含むため、通年巡回と比べて指摘率が低くなっています。

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に“安全性”の視点から事業者が選ばれる時代です。

巡回指導で指摘が多い項目を参考に、平素の業務をチェックしていただき事業所内のレベルアップを図っていきましょう。

『適正化だより』では巡回指導と、その際に評価の対象となる法令遵守について簡潔に情報提供をしていきたいと思っております。

次号からは、巡回指導で指摘が多い「通常巡回指摘項目ワースト5」を中心に、関連帳票類の作成・管理のポイントをお示しする予定です。